

# 一宗課金について

本宗の運営、教化育成、福祉など一宗事業の活動資金として寺院単位で納入いただいております。一宗課金は通常課金と特別課金ならびに臨時課金があり、通常課金には均等割課金、等級割課金および僧階課金があります。

## 通常課金の種類

- (1) 均等割 寺院一律 1単位
- (2) 等級割 1箇の金額を定め、等級別負担箇数を乗じた金額
- (3) 僧階 教師の僧階に応じた金額

僧階課金の金額は、以下のとおりです。

僧階		金額
1級	正僧正	40,000円
2級	僧正	21,000円
3級	大僧都	15,000円
4級	僧都	9,000円
5級	少僧都	6,000円
6級	律師	3,000円

僧階課金は毎年4月1日現在における教師の僧階に応じて賦課されます。したがって、年度途中における僧階の進叙にかかる差額は徴収されません。

また、一宗課金の納入義務は寺院にあります。毎年4月1日現在で、各寺院に所属する教師の僧階課金が賦課されます。年度途中における転籍などの場合でも、4月1日現在に所属していた寺院より納入いただくことになります。ただし、次に掲げる項目に該当する教師については、僧階課金は賦課されません。

- ① 年齢が満70歳以上で、かつ住職ではない教師
- ② 海外開教区・開教地に所在する教師および布教所に所属している教師
- ③ 所属寺院が定まっていない教師

一宗課金の金額は、毎年度予算とともに宗議会の議決を経て定めております。

## 特別課金・臨時課金

特別課金ならびに臨時課金は、必要が生じたときに宗議会の議決を経て徴収します。現在の特別課金・臨時課金は以下のとおりです。

- (1) 特別課金 災害救援復興資金、浄土宗開宗850年慶讃事業

(2) 臨時課金 なし

金額は他の課金と同様に毎年、宗議会の議決を経て定めております。

#### お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105